

令和5年度 愛野中学校いじめ防止対策基本方針

1 めざす生徒像について

「いじめを決してしない、させない。」という心の育成を目指す。

- ・いじめを憎む心
- ・自他の生命を尊ぶ心
- ・他人の痛みがわかる心
- ・互いの違いを認め合う心
- ・良心に恥じない心

2 いじめに対する基本認識について

- (1) いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- (2) いじめは、人として絶対に許されない卑劣な行為であり、いじめる側が悪い。
- (3) いじめる行為も、いじめられる行為も、どの生徒にも起こりうる。
- (4) 学校は、いじめを未然に防ぐとともに、発生した場合には家庭や地域社会と連携しながら、迅速に解決しなければならない。

3 いじめ防止対策委員会について

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を組織する。
構成員：(学校内) 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールサポーター (SS)
(学校外) PTA役員、学校評議員、学校支援員、スクールカンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)
- (2) いじめ防止については、平常時は生徒指導部で取り組み、必要に応じていじめ防止対策委員会を開く。
 - ・日頃から情報交換を密に行い、いじめ防止と早期発見に努める。
 - ・気になる事例があった場合は、担任等が状況を確認し、速やかに、学年主任に連絡する。学年主任は教頭・校長に連絡し、指示を受ける。

4 PTAと関係機関との連携について

- (1) 外部機関と学校との情報の共有や連携を行い、生徒・保護者の幅広い支援を行う。
 - ・PTA役員との情報交換会を実施する。
 - ・SCやSSWとの不定期の情報交換会を実施する。
 - ・愛野中学校区の民生委員との連絡協議会を実施する。

5 いじめの防止について

- (1) 基本的な考え方
 - 特定の教職員が抱え込むことなく、得られた情報は素早く全教職員で共有し、学年を主体としながらも全職員で指導に当たる。
 - 授業規律を徹底するとともに、分かる授業、すべての生徒が参加できる授業を工夫する。
 - 学級での居場所づくり、級友との絆づくりを通して、生徒に集団の一員としての自覚や自信、安心感等を持たせる。
- (2) 教職員の取組
 - 教師の指導力向上を図る。
 - ・校内研修、いじめ問題に関する共通理解と共通実践を図り、観察力と対応力の向上を図る。
 - 校内の指導体制を確立する。
 - ・全教職員が生徒の様子を観察し、学年部会や生徒指導部会で情報を共有する。
 - ・生徒アンケート (Iの日の振り返り) による実態把握と、その結果の分析及び改善策を検討し対応する。
 - 道徳的実践力を培う道徳教育を充実する。
 - ・道徳教育の計画的・効果的な授業を実践し、心の教育を推進する。

(3) 生徒の取組

- 自己肯定感及び自己指導能力を育成する。
 - ・生徒会による、「人権集会」などの運営・啓発を行わせる。
 - ・生徒会活動の活性化による自浄能力の向上を図らせる。

(4) 保護者の取組

- 家庭の人権意識の高揚を図る。
 - ・言葉や行動によって人を傷つけることの重大さを日ごろから意識させる。
 - ・地域の様々な体験を通して、集団の一員として力を身につけさせる。

6 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

- 職員研修、日頃の自己研修を通して、生徒の些細な変化に気づく感性、観察力、カウンセリング力を高めておく。
- 気づいた情報、得られた情報を確実に記録するとともに、全職員で共有する。

(2) 教職員の取組

- 生徒指導部による生活アンケートを実施する。
 - ・「Iの日」に生活アンケートを実施し、一人一人の生徒の様子を把握する。
- 年2回の教育相談を実施する。
 - ・5月と9月に教育相談を実施し、個別に人間関係について相談を受ける。
- 担任と生徒との生活ノートの交換をする。
 - ・担任が、「My Style」で生徒の毎日の気持ちの変化や学校生活の様子をつかむ。
- 生徒指導部会や学年部会を充実させる。
 - ・生徒の様子を観察・連絡を密にし、全教職員で見守る。

(3) 生徒の取組

- いじめを見過ごさない雰囲気や環境をつくらせる。
 - ・誰かに相談する勇気が持てるようにする。
 - ・いじめを許さないという態度を身につけさせる。
 - ・小さなことでも保護者や教職員に知らせる。

(4) 保護者の取組

- 日ごろから子どもを観察し、子どもの変化に気づく。
 - ・子どもとの会話を多くする。
 - ・服装や持ち物、表情等に気を配る。
 - ・親子で何でも相談できるような雰囲気をつくる。

7 いじめに対する措置について

(1) 基本的な考え方

- 集められた情報を基に、いじめ防止対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 生徒指導主事、該当学年を主体としながら、組織として対応する。
- 被害生徒を守ることを最優先としながら、教育的配慮の下、毅然として加害生徒を指導する。
- 事実は、迅速に該当生徒の保護者へ知らせ、協力を依頼するとともに、必要に応じて、市教育委員会、その他関係機関、専門機関と連携する。

(2) 教職員の取組

- いじめを発見したり、通報を受けたりした場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ・いじめ、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めさせる。
 - ・複数教職員による、速やかな事実確認及び再発の防止を行う。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等はすぐに削除し、必要に応じて警察等と連携を図る。
 - ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒・保護者への

指導と助言等、争いを生じさせないための措置を講じる。

- ・いじめられた生徒には、必要に応じて別室登校などの保護措置を講じる。

(3) 生徒の取組

○いじめに対して毅然とした姿勢をもたせる。

- ・「観衆」や「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるようにする。
- ・「傍観者」の立場にいる生徒も、いじていることと同様であると認識させる。

(4) 保護者の取組

○いじめに気づいたり、発見したりした場合、家庭内で抱え込まず、速やかに学校等に相談する。

- ・家庭での様子を学校に知らせ、学校と連携していじめの解決を図る。
- ・学校に相談することができない状況であれば、S CやS S W等の外部専門家の活用を検討する。

8 重大事例発生時の対応について

(1) 基本的な考え方

○重大事例とは、次のような場合とする。

- ・生徒が自殺を企図した、身体に重大な損害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・年間30日を目安として、生徒が一定期間連続して欠席することを余儀なくされている場合
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

○重大事態を認知した場合、直ちに市教育委員会へ発生の報告を行う。

○学校が組織した「いじめ防止対策委員会」において調査を行う。

○特に、いじめられた生徒が死亡した場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、死に至った経過を検証する。

(2) 教職員の取組

○事実関係を明確にするため、いじめられた生徒、在籍生徒、教職員、保護者等に対する質問紙調査や聴き取り調査により、速やかに以下の項目について調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景は
- ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員はどのように対応したか

○いじめ対策委員会において、事実関係の精査を行い、事実を明らかにするとともにいじめられた生徒、いじめた生徒、その生徒の保護者等への指導方針、内容を決定する。必要に応じて外部機関との連携を行う。

○調査結果を市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて 情報発信、報道対応についての確認を行った後で、適切に実施する。

(3) 生徒の取組・保護者の取組

○いじめた生徒は、調査による事実関係の確認に協力する。いじめ行為を速やかに止める。

○いじめられた生徒は、事情や心情の聴取に協力する。必要に応じて、落ち着いた学校生活復帰に向けS C等のカウンセリングや状況に合わせた継続的なケアを受ける。

○保護者は、家庭での様子を学校に知らせ、学校と連携していじめの解決を図る。学校に相談することができない状況であれば、S CやS S W等の外部専門家の活用を検討する。併せて、市教育委員会やその他の機関等からの調査に協力する。